

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年11月11日（月）午後1時30分から午後1時56分
2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	10番	齊 藤 常 夫
会長職務代理	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	海老原 茂
委 員	2番	萱 橋 敏 男
委 員	3番	飯 泉 秀 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	6番	前 島 守
委 員	7番	菊 地 典 夫
委 員	8番	羽 田 茂
委 員	9番	矢 口 剛

農地利用最適化推進委員（10人）

委 員	大 山 謙 吉
委 員	飯 田 一 夫
委 員	榎 田 実
委 員	文 隨 靖
委 員	中 島 一 郎
委 員	小 菅 庄 一
委 員	吉 田 義 博
委 員	豊 島 芳 夫
委 員	羽 田 貞 義
委 員	飯 泉 博

農業委員会事務局職員（3人）

事務局 長	岩 本 将 史
事務局 長補佐	石 神 正 夫
主 査	大久保 慎 太郎

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号 農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について

議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について

②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（岩本事務局長）

定刻となりました。ただいまより令和元年11月定例総会を開会致します。

携帯電話等につきましては、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願い致します。

それでは、はじめに定例総会の開催にあたりまして、齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 議長（齊藤会長）

皆さん、大変ご苦勞様でございます。11月の定例総会ということで大変お忙しい中ご出席していただきありがとうございます。また農地利用最適化推進委員の皆様にも先月に続いての出席，誠にありがとうございます。

先の台風15号、19号、そして21号に伴う豪雨、これにより多くの方が亡くなられ、そしてまた家屋の浸水等甚大な被害を受けました。亡くなられた方のご冥福をお祈りしたいと思いますし、被災された全ての皆さま方にお見舞い申し上げたいと思います。

農業水産関係の被害額も2,500億円を超えるという報道がされております。被災された農業関係者にも合わせてお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、現在取り組んでいる全筆調査であります。現在76%の方に回答をしていただきました。総会終了後の推進連絡会の中で詳しくご報告したいと思いますし、さらに100%回収に向けて、これから戸別訪問等の取組みのお願いをするわけではありますが、人・農地プランの実質化を確実に進めていくためにも、皆さん方の更なるご協力、ご奮闘をお願いしたいと思います。

本日の総会は議案5件、報告事項2件となっております。皆さん方の慎重な審議をお願いしまして、簡単ですがあいさついたします。よろしくお願い致します。

1. 事務局（岩本事務局長）

はい、ありがとうございます。本日の出席委員は、農業委員10名全員出席でございます。また本日、推進委員さん10名にも出席をいただいております。

委員の出席人数が、定足数に達していますので、会議は成立しております。

それでは、「つくばみらい市農業委員会会議規則」第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい、それでは暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をお願いいたします。まず最初に、議事録署名委員の選出でございますが、私議長の方にご一任いただくことにご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。異議なしということでございますので、早速指名させていただきます。

8番羽田委員、9番矢口委員お二方を議事録署名委員として選任いたします。書記は、事務局で願います。

それでは早速議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について」
をご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は4件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番，申請理由は排水路改修工事のための仮設搬入路及び資材置場として使用するための賃貸借となっております。申請地は，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は113㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は19㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は424㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は61㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は300㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は167㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は243㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は419㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は334㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は760㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は573㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は445㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は349㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は46㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は139㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は314㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は680㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は987㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は684㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は2,289㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は247㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は459㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は571㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は642㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は272㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は463㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は169㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は474㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は1,348㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は456㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は684㎡，■■■■字■■■■番■■の一部，地目は登記，現況とも田，面積は1，

4 2 4 m², 合計 3 2 筆 1 6, 5 5 5 m²でございます。令和 3 年 3 月 3 1 日までの一時転用となっております。

続きまして受付番号 2 番, 申請理由は仮設駐車として使用するための使用貸借となっております。申請地は, ■■■ 字 ■■■■ 番, 地目は登記, 現況とも畑, 面積は 2 4 1 m²でございます。令和 2 年 2 月 2 8 日までの一時転用となっております。

続きまして受付番号 3 番, 申請理由は建設発生土による盛土をするための使用貸借となっております。申請地は, ■■■ 字 ■■■■ 番, 地目は登記, 現況とも田, 面積は 2, 4 0 0 m²でございます。令和 2 年 3 月 3 1 日までの一時転用となっております。

続きまして受付番号 4 番, 申請理由は現場事務所として使用するための賃貸借となっております。申請地は, ■■■ 字 ■■■■ 番 ■■ の一部, 地目は登記, 現況とも田, 面積は 1, 0 2 8 m²でございます。令和 2 年 4 月 7 日までの一時転用となっております。

1. 議 長 (齊藤会長)

はい, それでは現地確認, 同じく書類審査の結果を報告いただきたいと思います。まず伊奈地区につきまして 1 番海老原委員報告をお願いします。

1. 海老原委員

さる 1 1 月 5 日午前 9 時から, 議案第 1 号番号 1, 同じく番号 2 について書類審査, 現地調査を行いました。なお調査は齊藤会長, 矢口委員, 飯泉委員, 私, 事務局の石神補佐, 大久保主査で行いました。

まず受付番号 1 番について, 地図は 3 ページになります。申請地の農地区分は, 農振農用地区域内農地と判断いたします。申請理由は, 排水路改修工事のための作業ヤードとして使用するため, 鉄板 6 1 5 枚を敷設し, 排水路に三面フリューム及び集水柵を設置する工事を行う計画となっております。

資金計画についてであります, 自己資金で賄い, 関係他法令との調整もされており, 令和 3 年 3 月 3 1 日までの一時転用となっております。農振農用地区域内農地の許可基準に該当すると判断しました。

続きまして受付番号 2 番, 地図は 4 ページになります。申請地の農地区分は, おおむね 1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第 1 種農地と判断いたします。申請者は, 申請地 1 筆 1 5 4 m²を利用し, 後援会の仮設駐車場を整備する計画となっております。資金計画については, 自己資金で賄い, 関係他法令との調整もされており, 令和 2 年 2 月 2 8 日までの一時転用となっております。仮設工作物の設置その他の一時的な利用でその必要性が認められることから, 第 1 種農地の不許可の例外に該当すると判断いたしました。各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。続いて谷和原地区につきまして、4番栗原委員報告お願いいたします。

1. 栗原委員

ご報告いたします。11月5日の午後1時30分から行った書類審査、現地調査の結果について報告いたします。出席者は齊藤会長、前島委員、羽田委員、私、事務局から岩本局長、大久保主査です。

受付番号3番、地図が5ページになります。中央にありますこの申請地の場所ですが、右側を縦に真っすぐ通っているものが台通り用水路になります。谷原庁舎を通っておりますつくば野田線を櫛戸方面に進みまして、通りから北側に600m位に位置しております。現況は遊休農地となっております。農地区分は、農振農用地区域内農地と判断いたします。申請理由は、建設発生土による盛土し、低木の苗木を移植する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係他法令との調整もなされており、令和2年3月31日までの一時転用となっております。これについては、農振農用地区域内農地の許可基準に該当すると判断いたしました。

続きまして受付番号4番、地図は6ページになります。申請地の場所は谷和原庁舎前のつくば野田線を先ほどとは逆の小絹方面へ進み、JA小絹ホールのところの信号を左折して進みますと少し右に入りまして、つくばエクスプレス車両基地や沼田学園こども園などがありその北側に位置しております。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたします。申請者は、申請地1筆の一部1,028㎡を利用し、保育園建設のための現場事務所及び駐車場を整備する計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄い、関係他法令との調整もされており、令和2年4月7日までの一時転用となっております。こちらについて第1種農地の許可基準に該当すると判断いたしました。以上です。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。現地確認及び書類審査の報告が終わりましたので、早速審議いたします。まず受付番号1番について審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので受付番号2番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので受付番号3番についてご質問のある方，お願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので受付番号4番についてご質問のある方，お願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第1号について，原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい，ありがとうございます。全員賛成により議案第1号は，原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は1件となっております。7ページをご覧ください。受付番号1番，申請地は， 字 番，地目は登記，現況とも田，面積は1,300㎡の自作地，契約内容は売買となっております。農地法第3条第2項各号につきましては，別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

1. 議 長（齊藤会長）

はい続いて、現地確認及び書類審査の報告をお願いします。9番矢口委員報告をお願いします。

1. 矢口委員

11月5日午前9時より大久保主査、石神補佐、齊藤会長、飯泉委員、海老原委員私で行った書類審査、現地調査の結果について報告いたします。

受付番号1番、地図は8ページになります。丁度、谷井田の取手自動車学校の北側に位置するところです。

申請者は、自作地と借入地あわせて約140アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は3名で、水稲・野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田1筆1,300㎡で、規模拡大のため売買により譲り受け、水稲を作付する予定です。以上のことから、1番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はいそれでは、現地確認及び書類審査の報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第2号についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（石神補佐）

はい、それではご説明いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」をこちらにつきましては、9ページの農用地利用集積計画総括表の中からご説明いたします。

まず新規案件といたしまして、田が45筆、117,588㎡、畑が21筆、27,679㎡、合計66筆の145,267㎡、貸し手が28人、借り手が12人となります。

次に更新の部ですが、田が35筆の57,152㎡、畑が25筆の27,138㎡、合計60筆の84,290㎡です。貸し手が9人で、借り手が5人となります。

合計でいきますと田が80筆の174,740㎡、畑が46筆の54,817㎡、合計126筆の229,557㎡。貸し手が37人、借り手が17人となります。

利用権の設定は、令和元年12月1日及び令和2年1月1日からとなっております。詳細につきましては、10ページから16ページとなります。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、事務局の説明が終わりましたのでこれより審議いたしますが、15ページの受付番号115番から126番までは菊地委員が議事参与の制限にあたりますので、2つに分けて審議を進めてまいります。

まず最初に、受付番号1番から114番までを審議いたします。1番から114番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第3号受付番号1番から114番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、受付番号1番から114番は原案のとおり決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて115番から126番までを審議いたします。菊地委員の退席をお願いします。

（菊地委員退席）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは受付番号115番から126番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第3号の受付番号115番から126番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。全員賛成により、議案第3号の受付番号115番から126番は原案のとおり決定いたしました。菊地委員の復席をお願いします。

（菊地委員復席）

1. 議 長（齊藤会長）

以上審議した結果、議案第3号は全て原案のとおり決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議 長（齊藤会長）

つづいて議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（石神局長補佐）

はい、ご説明します。議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」こちらにつきましても17ページの農用地利用集積計画総括表の中からご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が7筆の22,385㎡、畑が2筆の1,805㎡、合計9筆の24,190㎡です。貸し手が1人、借り手が1団体となります。権利の設定開始は、令和2年1月1日からとなっております。詳細につきましては、18ページからとなります。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、それでは審議いたします。議案第4号についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

つづいて議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（石神局長補佐）

はい、それではご説明いたします。議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」こちらにつきましても19ページの農用地利用配分計画案総括表の中からご説明いたします。新規案件のみとなります。田が23筆で、62, 265㎡, 畑が4筆で、5, 306㎡, 合計27筆の67, 571㎡。貸し手が6人、借り手が4人となります。

権利の設定は、令和2年1月1日からとなっております。こちらの方は、市の方から意見を求められているものでございます。詳細につきましては、20から21ページとなります。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、それでは議案第5号について一括して審議いたします。

議案第5号についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

議案は以上であります。続いて報告事項に入ります。報告事項2件を一括して事務局より報告をお願いします。

1. 事務局（岩本局長）

はい、それでは報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。22ページになります。今回、専決処分したものは5件です。駐車場とするための売買が2件。自己住宅建設のためのものが2件。駐車場とするための賃貸借が1件です。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。23から30ページになります。今回の合意解約は25件です。解約の理由は、耕作者の変更ためのものが18件、一時転用によるもの7件となっております。報告案件は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

以上で議事全て終了しましたので、本総会を閉会といたします。